

「認知症」シリーズの第2回目です。

今回は、若い人の「若年性認知症」についてご紹介します。

若い人の認知症の場合、体力や行動力もあることが高齢者の場合と異なります。

また、働き盛りで、未成年の子どもがいることもあります。どのような対応方法があるかお知らせします。

認知症の
基礎知識

若年性認知症
について

認知症の
診察と施設

認知症の変遷
と接し方

認知症対応
新薬と事故

国の対応

1. 若年性認知症とは・・・

65歳未満で発症するアルツハイマー型認知症、前頭側頭型認知症などの総称で、厚労省研究班の推計では国内に約37,800人がおり、働き盛りで未成年の子どもいる父母がなることもあり、経済的な面や、子どもに病気をどう伝えるかなどの特有な課題が多いのです。

2. 若年性認知症の対応について

①介護保険サービスの適用

参考:認知症に向き合う本 新日本出版社

対象者が40～65歳未満であれば、介護保険の特定疾病としてサービスを受けることができます。ただ、高齢者と異なり、体力的な衰えが見えないため、ディサービスで一緒に過ごすことを敬遠される方が多いのが現状です。

また、体力があるので就労参加型のプログラムで社会に参加しながら生活する方法もあります。いずれにしても、家庭で引っ込んでいるとますます状況は悪くなりますので、社会との接触を積極的に図る試みも見られます。

②仕事が続けられなくなった場合・・・

社会保険に加入している人は、健康保険組合から傷病手当金が支給されます。但し、期限がありますので、事業主と健康保険組合と相談することがよいでしょう。

期限が切れたり、社会保険に加入していなかった場合は、障害年金の対象となります。但し、年金の保険料を納付していることが前提となります。障害年金は、年金受給の65歳前に受給可能な年金です。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付対象ともなります。税金の控除や、公共施設等の利用減免等が受けられます。詳細は、所在地の役所にご確認ください。

③ハンドブックの提供

働き盛りの人が認知症になった際の家族の支援に、NPO法人「若年認知症サポートセンター」では、小学生と中学生向けに「あなたに伝えたいこと たいせつなこと 認知症ってなあに?」というハンドブックを作成し配布しています。

認知症の親とどう向き合うか、生活はどうなるのか、子どもも不安を抱えています。その支えになるものです。出所:朝日新聞 7/13/2013 記事より

